平成２２年（フ）第４１７号
愛媛県松山市辰巳町２番22号
債務者　松末　宣信
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
高知県高岡郡越知町越知甲1776番地
債務者　岡田　正春
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第６１号
高知県高岡郡佐川町甲2036番地７
債務者　柳瀬　由香
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第３０６号
沖縄県浦添市前田１丁目33番６号　親盛荘Ⅰ―101号
債務者　上原　愛子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３４２号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目４番８号　トキワアパート302
債務者　神山　　薫（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３４８号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目335番地　石嶺市営住宅３―402号
債務者　喜屋武盛榮
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地の54
債務者　三上　光夫
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第７０号
岩手県北上市和賀町岩崎２地割142番地30
債務者　高橋　政勝
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第８１号
岩手県北上市鬼柳町鼠川原111番地１
債務者　千田　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２１号
宮城県角田市島田字林21番地
債務者　鹿又　佳明
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１６７号
茨城県龍ケ崎市中根台２丁目３番地12
債務者　齋藤　俊一
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
茨城県取手市野々井18番地４、住民票上の住所千葉県白井市復40番地
債務者　大浦　啓彰
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
茨城県稲敷市犬塚1120番地11
債務者　石井　正幸
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
兵庫県尼崎市立花町２丁目７番１号アーク立花501
債務者　山北　正俊
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３３号
兵庫県西宮市樋之池町３番12―203号
債務者　重澤　道和
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３３号
千葉県柏市根戸1792番地４ハイツパサーニヤＡ―102号
債務者　佐藤　健一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５８０号
千葉県流山市南流山３丁目10番地の３メゾン南流山305
債務者　廣瀬　優子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部